漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則(令和2年神奈川県規則第91号)第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種	許可又	推進	操業区域	漁業時期	許可又は起	(規則第 14 条第1	許可又は	許可の有
類	は起業	機関			業の認可を	項により許可又は起	起業の認	効期間
	の認可	の馬			すべき漁業	業の認可時に付加す	可を申請	
	をすべ	力数			者の資格	る条件)	すべき期	
	き漁業						間	
	者の数							
	(人)							
かます	2	定め	三浦市初声町黒埼突端より	6月1日から11	横須賀市佐	1.漁具の規模は次の	令和4年	令和4年
一枚網		なし	正西の線から逗子市大埼突	月 30 日まで	島に漁業根	とおりとする。	2月24日	4月11
漁業			端より正南西の線に至る神		拠地を有し	(1) 目合 3 cm以上	から令和	日から令
			奈川県海面。ただし、共同漁		ている者	(2) 網丈 6m 以下	4年3月	和8年5
			業権の漁場の区域を除く。			(3) 網 1 反の長さ	23 目まで	月 21 日
						120m 以下		まで
						(4) 1 統の網の使用		
						反数 15 反以下		
						2.網の張立時間は、		
						午前 3 時から午前		
						10 時までとする。		

